

**Q 1 いつまで受診できるの？**

弘前市立病院は、国立病院機構弘前病院との再編により、令和4年3月31日をもって閉院となります。また、最終診療日は次のとおりとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 入院……令和4年3月11日（金）
- 外来……令和4年3月18日（金）
- ※外来の最終診療日は、診療科ごとに異なりますので、ご了承ください。

**Q 2 次の病院を紹介してくれるの？**

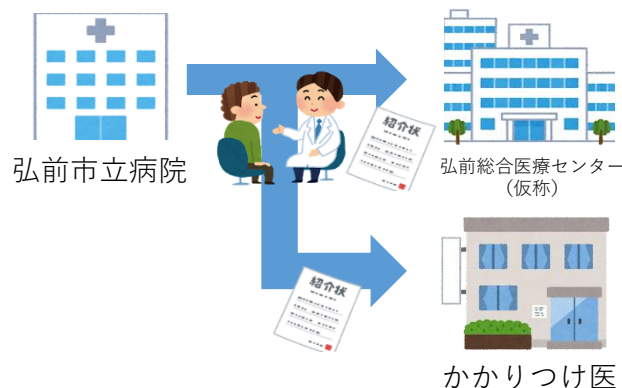
令和4年4月以降も治療が必要な患者さんには、令和4年3月18日までに病状に合わせて、適切な医療機関を紹介します。

弘前市立病院で紹介状を作成しますので、紹介先の医療機関を受診する際には、紹介状・保険証・各種受給者証をお持ちください。

医療機関によっては、選定療養費※を請求されることがありますが、紹介状をお持ちになれば選定療養費は請求されません。

また、予約が必要な医療機関もありますので、事前に紹介先の医療機関へお問い合わせください。

なお、患者さんの意向を踏まえ、病状を考慮したうえで適切な医療機関を紹介しますので、ご理解とご協力をお願いします。



**※選定療養費とは？**

選定療養費とは「初期の治療は地域の医院・診療所など（かかりつけ医）で行い、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度のことです。

他の保険医療機関からの紹介状を持たないで直接来院した人は、選定療養費の対象となり、診療費とは別に一定額の費用を自己負担する必要があります。

**◆弘前総合医療センター（仮称）運営開始後の選定療養費について**

弘前市立病院に定期的に通院し、令和4年4月以降も引き続き、弘前総合医療センター（仮称）で治療が必要な患者さんで、弘前市立病院の主治医から紹介される患者さんは、選定療養費を負担する必要はありません。

ただし、弘前市立病院の受診科と異なる診療科を受診する場合には、紹介状がなければ、選定療養費を負担する必要がありますのでご注意ください。

**Q 3 弘前市立病院の診察券は使えるの？**

令和4年4月1日以降は使用できなくなります。また、国立病院機構弘前病院（4月1日からは弘前総合医療センター（仮称））でも使用できません。

**Q 4 弘前市立病院の診療録（カルテ）は？**

診療録（カルテ）は、最終診療日から5年間保存しますので、その期間にご自身のカルテの写しを請求することができます。

**Q 5 診断書の申し込みはいつまで？**

外来の最終診療日の令和4年3月18日までに申し込みをしてください。

令和4年4月1日以降は、医師による作成が必要な診断書・証明書等は発行できなくなりますが、領収証明書等の発行は可能です。

**Q 6 新型コロナウイルスワクチン3回目接種は？**

弘前市立病院では、閉院に伴い一般市民向けの3回目の接種を行いません。

1・2回目を弘前市立病院で接種した市民の皆さんは、最寄りの医療機関へ申し込んでくださるようお願いします。

**Q 7 診療費等の支払いはできるの？**

令和4年3月31日までは、次のとおり、弘前市立病院の窓口で支払うことができます。（3月12日以降は窓口での受付時間に変更になりますのでご注意ください。）

未払いの診療費等がある方は、できるだけ早くお支払いくださるようお願いします。

令和4年4月1日以降は、納入通知書を発行しますので、最寄りの金融機関の窓口で納めていただくことになります。

また、口座振込も可能ですが、振込先が変更となりますので、事前にお問い合わせください。

- 問い合わせ先 弘前市立病院医事課  
(Tel. 34-3211 内線115)

弘前市立病院窓口の支払い受付時間	
3月11日まで	8:30～20:00 (平日・土・日・祝日)
3月12日	8:30～18:00 (平日)
～31日	8:30～17:00 (土・日・祝日)